

## パブリックコメント（やさしい版）

みんなが自分らしく生き生きとくらすことができるまちをめざして

# 「石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」

をつくります

石狩市では、いろいろな性をみとめあって、みんなが生きがいやほこりを持ってくらして

いくことができるまちの実現をめざす取り組みのひとつとして、パートナーシップ宣誓

制度をつくります。



## パートナーシップ宣誓制度とは・・・

おたがいを人生のパートナーとして協力しながら一緒に生活することを約束した性的

マイノリティ※の方を含む二人に、市がパートナーシップの証明書を交付する制度です。

道内ではおとなりの札幌市や江別市など、27の市と町に同じような制度があります。

（令和6年6月現在）



性的マイノリティ※って？

性的マイノリティとは「体の性と心の性が同じで、異性を好きになる人」以外の人を表す言葉です。日本では約1000万人の人が性的マイノリティだと言われているよ。



どうしてパートナーシップ宣誓の制度がひつようなの？

「おたがいを人生のパートナーとして協力しながら一緒に生活する約束」は「結婚」だけど、日本の法律で「結婚」は戸籍の性が男性と女性でないとできないよ。この制度は「結婚」できなくても、その人らしさを大切にして生きづらさを少しでも減らすために、二人がパートナーだと証明するためのものだよ。人の性は男女の2つだけではないし、誰にとっても自分らしく生きていけるのが一番だよ。



パートナーシップ<sup>せんせい</sup>宣誓<sup>ひと</sup>ができる人は？

- ・どちらか一人、もしくは二人ともが市内に住んでいるか住む予定の性的マイノリティであること
- ・二人とも成人であること
- ・二人とも独身で、他の人とパートナーシップ宣誓をしていないこと
- ・民法上、婚姻できない関係でないこと

市が交付するものは？

- ・パートナーシップ宣誓書受領証、カード
- ※これらはパートナーシップ宣誓をした証明になります
- ・パートナーシップ宣誓書の写し



パートナーシップ宣誓書受領証や受領カードの提示でできることは？

パートナーシップ宣誓書受領証や受領カードを見せることで、二人の関係がパートナーだと周りにわかってもらうことができます。そうすることで、パートナーと一緒に市営住宅へ申込みなど、これまで一部の行政サービスでできなかった手続きができるようになったり、家族割に申込みなど民間サービスについてもできることが広がってきています。